


<p>○ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>生活衛生課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第三十一号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年岡山県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

住所（法人にあつては、事務所所在地）	
--------------------	--

を

住所（法人にあつては、事務所所在地）	〒	電話番号
	—	—

に、

営業施設	名称	
	所在地	

を

営業施設	名称	
	所在地	
		〒
		電話番号
		—
		—

に、

ホテル・旅館・簡易宿所・下宿

を

--

階	名	名	名	名	名	客室数計	定員計
	室	室	室	室	室	室	名
計	室	室	室	室	室	室	名

「カ所」や「箇所」を「を中心とする」や「の敷地

の」 「検査済証」や「検査済証の写し」 「4 法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

「4 法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

5 玄関帳場を設けない旅館・ホテル営業については、旅館業法施行規則第4条の3各号に掲げる基準に適合する設備 の内容を明記した書類

「 申請者

事務所所在地	
名 称	
代表者氏名	

「

「 申請者

事務所所在地	〒	電話番号	—	—
名 称				
代表者氏名				印

「

「 所在地

--

「

「 名 称

--

「

や

」

名称

事務所所在地

電話番号

合併後存続する法人、 合併により設立される 法人又は分割により当 該旅館業を承継する法 人	所在地	
	名称	
	代表者氏名	

合併後存続する法人若 しくは合併により設立 される法人又は分割に より当該旅館業を承継 する法人	名称	
	事務所所在地	〒 電話番号
	代表者氏名	

営業施設	所在地			
	名称(屋号)			
	許可の種類別	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿		
	許可年月日	年 月 日		
		許可番号	第	号
業務を行う役員のうち次のい ずれかに該当する者があるもの 1 旅館業法又は同法に基づ けに違反して刑に処せら れた者				
合併後存続する法人、 合併により設立される				

営業施設	名称			
	所在地	〒 電話場号		
	営業の種類別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業		
	許可年月日	年 月 日		
		許可番号	第	号
合併後存続する法人若				

旅館業法第3条第2項第 号

法人又は分割により当該旅館業を承継する法人が旅館業法第3条の2第2項において準用する第3条第2項第3号に該当することの有無	該 当	れ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 2 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	非該 当
営業施設の周辺おおむね100mの区域内における旅館業法第3条の2第2項において準用する第3条第3項各号に規定する施設の有無	有	施設の名称 距離	無

「を中心とする」や「の敷地の」に該当する。

住 所		
氏 名		印
生 年 月 日	年 月 日	

様式第三十号中

しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人が旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項各号に該当することの有無	該 当	に該 当 (内容)	非該 当
営業施設の敷地の周辺おおむね100mの区域内における旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第3項各号に掲げる施設の有無	有	施設の名称 距離	無

「

住 所	〒 電話番号	— —
氏名及び生年月日	年 月 日	印 日生

」

所在地	
名称(屋号)	

や

名称	
所在地	〒 電話番号 — —

ひ'「許可の」や「営業の」ひ'

ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 下宿

や

1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業

ひ'

旅館業法第3条の3第3項において準用する第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無	該 当	1 旅館業法又は同法に基づき処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 2 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	非 該 当
営業施設の周辺おおむね100mの区域内における旅館業法第3条の	有	施設の名称 距離	無

や

3第3項において準用する第3条第3項各号に規定する施設の有無	
--------------------------------	--

旅館業法第3条の3第3項において準用する同法第3条第2項各号(第7号を除く。)に該当することの有無	該 当	旅館業法第3条第2項第 号に該当 (内容)	非該 当
営業施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内における旅館業法第3条の3第3項において準用する同法第3条第3項各号に掲げる施設の有無	有	施設の名称 距離	無

「を中心とする」の敷地の」

株式会社 中

住所 (法人にあつては、事務所所在地)	
住所 (法人にあつては、事務所所在地)	〒 電話番号

所 在 地	
-------	--

営業施設		名称(屋号)	
許可の種別	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿		
許可年月日	年月日	許可番号	第号

を

営業施設		名称	
所在地	〒		
営業の種別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業		
許可年月日	年月日	許可番号	第号

「ア」を「イ」に

「イ」 建築基準法の規定による検査済証の写し(建築の確認を要する場合に限る。)

」を

「ロ」 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき検査済証の写し(建築の確認を要する場合に限る。)

」を

ホテル 宿泊者名簿
旅館
商号又は屋号
営業者氏名

様式第五号(その一)中

を

旅館・ホテル 宿泊者名簿
営業施設の名称
営業者の氏名又は名称
こ改める。

様式第五号(その二) 中 「営業施設の名称」こ改める。
「商号又は屋号」 必 営業者の氏名又は名称」

様式第五号(その三) 中

下 宿 者 名 簿
商号又は屋号
営業者氏名

を

下宿者名簿
営業施設の名称
営業者の氏名又は名称
こ改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。